

成績評価要領

1 全般

成績評価は、各授業科目については定期試験等の成績（生点）を基準に、平常評価を勘案して総合得点を決定し評価する。最終的な総合評価は全授業科目（必須科目）の得点率をもって決定する。

2 細部評価要領

履修規程による。

履修規程抜粋(第 25 条～第 31 条)

(授業科目の評価要領)

第 25 条 成績は満点の 60%以上をもって合格とし、当該科目定期試験、平常評価（平常試験、出席状況、受講態度等）を勘案して総合的な評価の上、単位を与える。

(定期試験及び卒業試験の評価)

第 26 条 定期試験及び卒業試験の評価は、満点を 100%、最低点を 0%の得点率をもって評価する。

- (1) A 80%以上
- (2) B 70%以上 80%未満
- (3) C 60%以上 70%未満
- (4) D 60%未満

(追試試験の評価)

第 27 条 追試試験の評価については、定期試験と同様とする。

(再試験の評価)

第 28 条 再試験の判定が C 以上の者は、その試験の評価を「C」とする。

(実習・実技試験の評価)

第 29 条 実習・実技試験の評価は、実習機材の使用あるいは実技により行い、第 26 条により評価する。

(レポート論文の評価)

第 30 条 レポート論文の評価は、科目担当講師が示すテーマについて、論文内容を評価項目ごと採点し、第 26 条により評価を行う。

(臨床実習の評価)

第 31 条 臨床実習の評価は、「臨床実習指導要領」における評価基準により行う。